

# 審議結果通知書

令和4年3月23日

四日市農林事務所長 様

三重県環境調整システム推進会議 会長

令和4年1月7日付けで提出のあった環境配慮検討書について審議した結果は次のとおりでしたので通知します。

対象事業の名称	高度水利機能確保基盤整備事業 栄地区
(1)調整事項	・ 土壌について
(2)調整の結果の内容	(土壌について) ・ 工事に伴い、一定規模以上の土地の形質変更がある場合は、工事着手30日前までに土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づく届出が必要であるので、留意すること。
(3)備考	